

農林水産大臣が定める農林物資の種類ごとの認定事項の確認を行う期間

制	定	平成18年 3 月 1 日農林水産省告示第 217号
改	正	平成19年 5 月 7 日農林水産省告示第 593号
改	正	平成19年 8 月 29日農林水産省告示第1083号
改	正	平成19年 9 月 25日農林水産省告示第1152号
改	正	平成19年10月31日農林水産省告示第1354号
改	正	平成19年11月28日農林水産省告示第1495号
改	正	平成20年 3 月 21日農林水産省告示第 420号
改	正	平成20年 5 月 13日農林水産省告示第 705号
改	正	平成21年 4 月 9 日農林水産省告示第 494号
改	正	平成21年 4 月 16日農林水産省告示第 521号
改	正	平成24年12月12日農林水産省告示第2566号
改	正	平成25年11月12日農林水産省告示第2774号
改	正	平成25年12月20日農林水産省告示第3813号
改	正	平成26年 8 月 14日農林水産省告示第1100号
改	正	平成26年 8 月 29日農林水産省告示第1141号
改	正	平成27年 3 月 9 日農林水産省告示第 512号
最	終改正	平成28年 8 月 17日農林水産省告示第1572号

農 林 物 資 の 種 類	認定事項の確認を行う期間
<p>即席めん、乾めん類、マカロニ類、植物性たん白、しょうゆ、ウスターソース類、風味調味料、ドレッシング、醸造酢、トマト加工品、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース、乾燥スープ、マーガリン類等（マーガリン類、ショートニング）、精製ラード、食用精製加工油脂、食用植物油脂、ぶどう糖、異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖、ジャム類、豆乳類、果実飲料、炭酸飲料、食料缶詰及び食料瓶詰（農産物缶詰及び農産物瓶詰、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰、水産物缶詰及び水産物瓶詰）、農産物漬物、ベーコン類等（ベーコン類、ハム類、プレスハム、ソーセージ）、ハンバーガーパティ等（ハンバーガーパティ、チルドハンバーグステーキ）、チルドミートボール、削りぶし、煮干魚類、パン粉、そしゃく配慮食品、熟成ハム類等（熟成ハム類、熟成ソーセージ類、熟成ベーコン類）、畳表、製材、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材、集成材、直交集成板、単板積層材、構造用パネル、素材、合板並びにフローリング</p>	<p>おおむね一年とする。ただし、農林水産大臣が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。</p>
<p>手延べ干しめん、地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有機飼料、有機畜産物、生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉、生産情報公表農産物、生産情報公表養殖魚及び定温管理流通加工食品</p>	<p>おおむね一年とする。</p>

最終改正の改正文（平成28年 8 月 17日農林水産省告示第1572号）抄  
平成28年 9 月 16日から施行する。